

◎新潟県告示第465号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年2月10日新潟県告示第116号により指定した形質変更時要届出区域の一部について指定を解除する。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
燕市東太田字往来西1560番10の一部及び1560番11の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去